会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第９３２号
令和４年８月１５日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

手足口病流行警報に係る報道発表について

標記のことについて、県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
4.8.15
第 539 号

感対第６７６－１号
令和４年８月８日

一般社団法人埼玉県医師会
会　長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（　公　印　省　略　）

手足口病流行警報に係る報道発表について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり報道発表をしましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員へ周知くださるようお願い致します。

なお、本件については、各市町村保健衛生主管課及び県の保育所・幼稚園所管課、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

担　当：感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
電　話：０４８－８３０－３５５７
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０８

埼玉県

＜報道発表資料＞

保健医療部　感染症対策課
感染症・新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策担当　津久井
直通 048-830-3557
内線 3563
E-mail: a7500@pref.saitama.lg.jp

令和４年８月５日

手足口病（てあしくちびょう）の流行警報を発令します
～しっかりと手洗いをして感染予防に努めましょう～

手足口病の患者報告数が増加しています。

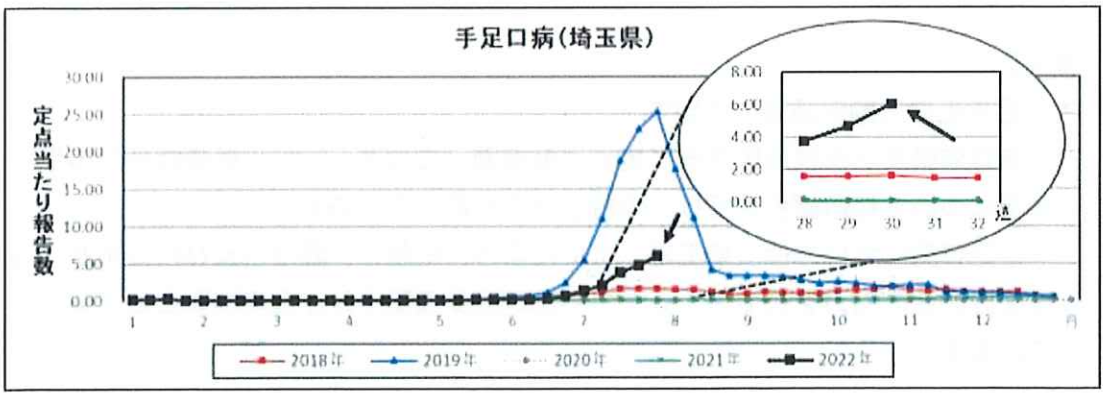
埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの報告数は、本年第３０週（令和４年７月２５日～７月３１日）において１定点当たり６．０６人となり、流行警報の基準値５人を超えました。

なお、基準値の５人を超えるのは、令和元年以来３年ぶりです。

保健所管内別での１定点当たり報告数は、春日部保健所（１３．３３人）、鴻巣保健所（１２．６７）、越谷市保健所（７．７５人）、さいたま市保健所（７．２３人）、川越市保健所（６．７５人）の順となっています。

手足口病は４歳くらいまでの乳幼児を中心に流行し、感染すると口の中、手のひら、足の裏や足の甲などに２～３㎜の水疱性の発疹が出る病気です。毎年、夏季を中心に流行することから、今後さらに患者数が増える可能性があるので注意が必要です。

しっかりと手洗いをして感染予防に努めましょう。



【手足口病とは】

手足口病は、４歳くらいまでの乳幼児を中心に夏季に流行がみられる病気で、感染してから３～５日後に、口の中、手のひら、足の裏や足の甲などに２～３㎜の水疱性の発疹が出ます。また、３８度以下の軽い発熱を伴うこともあります。

手足口病は、ほとんどは数日間のうちに治る病気です。しかし、まれに髄膜炎等の合併症を伴うことがあります。

なお、有効な特効薬や予防接種、特別な治療法はありません。

【手足口病の予防のポイント】

主な感染経路は、患者の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛沫感染」や、ウイルスが付いた手で口や鼻などの粘膜に触れることによる「接触感染」、便の中に排泄されたウイルスが口に入る「経口感染」です。

そのため、手洗いをしっかり行うことが重要です。

特に、この病気にかかりやすい年齢層である乳幼児がいる家庭や集団で生活している保育施設等で、おむつを交換するときなどは、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いしてください。

なお、有効な予防接種はありません。

【手足口病にかかったら】

基本的には軽い症状の病気ですが、まれに髄膜炎等の合併症が起こる場合があります。経過観察を行い、高熱や頭痛、嘔吐等の症状がひどい場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

【参考】

1　感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

手足口病については、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市が、埼玉県医師会の協力を得て、１６３の小児科医療機関を定点医療機関として指定しています。

2　その他参考情報

・埼玉県感染症情報センターホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html

・厚生労働省ホームページ「手足口病に関するＱ＆Ａ」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html

・国立感染症研究所ホームページ「手足口病とは」

https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/441-hfmd.html